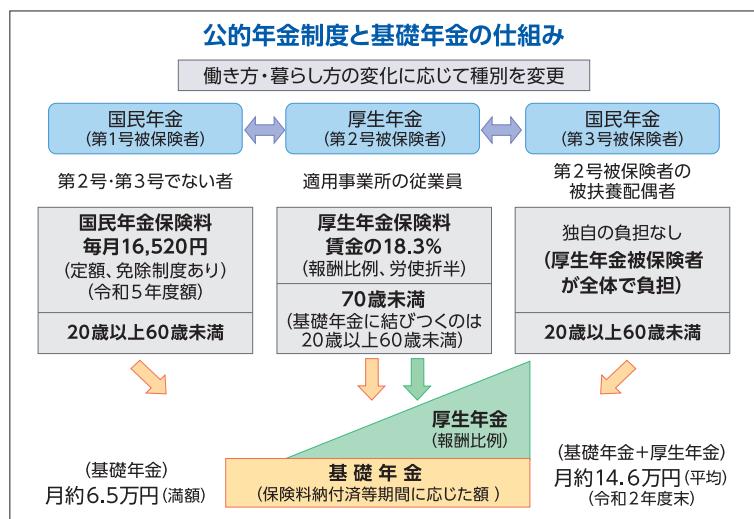


第7回

基礎年金の拠出期間45年化の意義



厚生年金の適用事業所の70歳未満の従業員は、厚生年金の被保険者です。そのうち20歳以上65歳未満の人は、**国民年金第2号被保険者**で

1 基礎年金は公的年金制度の1階部分を共通化した仕組み

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に対し戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

今回は、基礎年金の拠出期間を現行の40年から45年に延ばしてはどうかという論点について、その必要性や延長のメリットを説明します。

厚生年金制度が作られた昭和60年当時、厚生年金の支給開始年齢は60歳(女性は55歳)でした。戦前から戦後の高度成長期は、55歳定期制が一般的で、平均余命の伸びにあわせて、60歳定期への移行が進んでいく時代でした。国民年金法は、昭和36年に制定された際、20歳以上60歳未満の40年間が被保険者期間で、65歳支給開始でした。これらを背景に、基礎年金制度は、20歳から60歳までの40年間を拠出期間とされました。

しかし、基礎年金制度の導入から35年以上が経過し、65歳時点の平均余命は、女性で6年、男性で4・5年長くなっています。定期制度も、2025年には、65歳までの雇用確保措置の義務化が完成します。厚生年金の支給開始年齢は、段階的に引き上げられ、男性では2002年

が第2号の場合を除く)のうち、20歳以上60歳未満の人は、**国民年金第3号被保険者**です。

そして、20歳以上60歳未満の国内居住者のうち、第2号でも第3号でもない人が、**国民年金第1号被保険者**として、国民年金保険料を納付します。

基礎年金の額は、第1号の保険料納付済月数と、20歳以上60歳未満の第2号、第3号の月数を合計して計算します。給付の財源は、各制度からの基礎年金拠出金で賄います。

2 平均余命と就労期間が伸びた今、基礎年金の拠出期間45年化が必要

基礎年金制度が作られた昭和60年当時、厚生年金の支給開始年齢は60歳(女性は55歳)でした。戦前から戦後の高度成長期は、55歳定期制度

延長する案は、2014年と2019年の財政検証のオプション試算で提起されました。基礎年金の拠出期間を65歳までの45年間に盛り込まれており、2025年の次期年金制度改正に向けた検討課題です。

3 保険料を納付して基礎年金を増やせる

基礎年金の45年化について、単なる負担増と誤解する人もいますが、保険料を負担した分だけ年金が増えますので、メリットが大きく、社会保障を充実するものです。

老齢基礎年金の年金額は、老齢基礎年金満額(令和5年度は月額66,250円)に、480月(40年間)のうちの保険料を納付した月数の割合を乗じた額です。

基礎年金の拠出期間が45年化されると、老

めあります。

5年、女性では2030年から、65歳支給開始となります。

一方で、基礎年金制度は、60歳までの40年拠出のままであり、平均余命と就労期間が伸びた現状に、現行制度は合わなくなっています。

厚生年金では、70歳になるまでは被保険者ですが、60歳までしか基礎年金に結びつきません。

同じ18・3%の保険料負担をしながら、長く働いても、1階の年金は増えません。

国民年金の人も、60歳台前半は保険料を拠出できず、年金を増やせません。未納期間があり40年に達していない人だけが任意加入できます。

基礎年金の拠出期間を65歳までの45年間に延長する案は、2014年と2019年の財政検証のオプション試算で提起されました。

2020年年金改正法の国会の附帯決議にも盛り込まれており、2025年の次期年金制度改正に向けた検討課題です。



高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員
(前厚生労働省年金局長)

えた額に増額されます。その上で、540月(45年間)のうち保険料納付月数の割合を乗じて、年金額を計算します。

60歳台前半で、厚生年金被保険者やその被扶養配偶者でない人は、国民年金第1号被保険者となり、保険料を納付すると、基礎年金が増えます。収入が少なく、保険料納付が困難な場合は、国民年金保険料には免除制度があります。全額免除を受けた月数の2分の1が、基礎年金の給付に結びつき、年金が増額します。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。保険料の納付額に、所得税と住民税の税率をかけた額だけ、税金が安くなりますが。国民年金保険料の1年分は198,240円ですので、所得税20%・住民税10%の場合には、年約6万円が減税されます。また、基礎年金には、2分の1国庫負担相当分が含まれるので、有利な年金額です。

4 厚生年金被保険者は、保険料は同じで、基礎年金が増額し、1階部分に結びつかない期間を解消できる

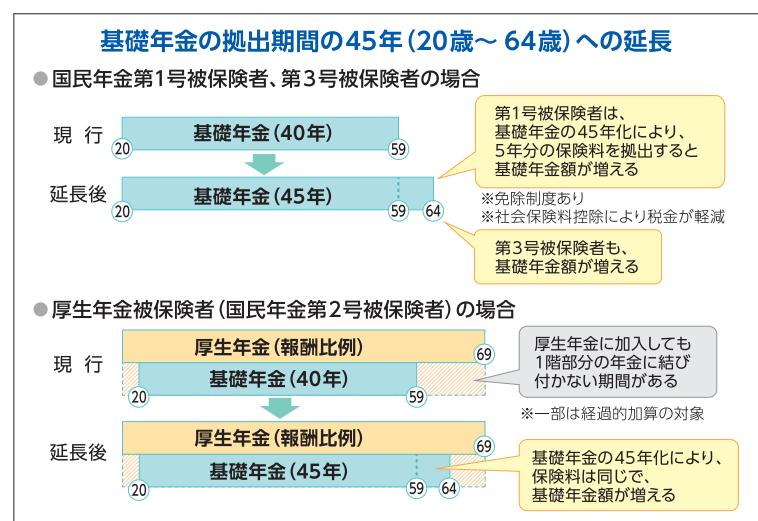
厚生年金は70歳未満まで加入資格があるので、基礎年金の拠出期間が45年化されても、保険料負担は変わりません。

現状では、60歳台で厚生年金に加入しても、基礎年金は増えません。保険料は同じでも、1階部分の年金に結びつかない期間があります。また、65歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者となり、基礎年金が増額します。

現在、基礎年金の拠出期間の範囲外の厚生年金加入期間(20歳未満・60歳以上)の一部について、1階部分に相当する額が、経過的加算として厚生年金に加算される場合があります。基礎年金を45年化した場合でも、基礎年金に結びつかない20歳未満・65歳以上の加入期間が残りますが、この加算の要件を緩和した場合は、1階部分に結びつかない期間を完全に解消することも考えられます。

5 障害基礎年金や遺族基礎年金の年金額も増える

遺族基礎年金と障害基礎年金2級の年金額



6 延長する5年分の給付の2分の1国庫負担相当分の財源の課題

基礎年金の45年化に当たっては、5年分の給付についての2分の1国庫負担相当分の財源の課題があります。2020年12月の追加試算によると、基礎部分と報酬比例部分のマクロ経済スライド調整期間の一致と組み合わせて基礎年金の45年化を実施する場合に、延長部分に国庫負担がある場合は、保険料財源だけで延長する場合と比べて、所得代替率が2%程度高くなります。延長部分に2分の1国庫負担を入れるためには、将来、1兆円程度の追加の税財源が必要です。国庫負担を入れるのか入れないのか。国庫負担を入れる場合には、どのように税財源を確保するのか。検討する必要があります。

は、加入期間の長さによらず、老齢基礎年金の満額と同額です。障害基礎年金1級は、その1.25倍の額です。

基礎年金が45年化された場合は、老齢基礎年金の満額が40分の45の金額に増えますので、障害・遺族基礎年金の額も増えます。障害・遺族基礎年金も、マクロ経済スライド調整により、将来、給付水準が低下します。若い頃に障害になつた場合には長い間続きますし、老齢年金と違つて、就労期間(=拠出期間)の伸びよつて水準低下を補うことも難しいです。このため、加入者全体で拠出期間を5年伸ばす効果を、障害・遺族基礎年金にも及ぼして、水準の低下を防ぐ必要があります。

【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。「日本総合研究所 高橋俊之」でwebを検索してください。】